

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成27年12月10日提出
【発行者名】	日興アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柴田 拓美
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【事務連絡者氏名】	森川 晃
【電話番号】	03-6447-6147
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	上場インデックスファンドCNX Nifty先物（インド株式）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	30兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年 4月20日付をもって提出しました有価証券届出書（平成27年10月20日付で有価証券届出書の訂正届出書を提出済み。以下「原届出書」といいます。）において、対象インデックス名称変更などに伴う記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。なお、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」および「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」は原届出書の更新後の内容を記載しています。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

<訂正前>

上場インデックスファンドCNX Nifty先物（インド株式）（以下「ファンド」といいます。）

- ・愛称として「上場インド株」という名称を用いることがあります。

<訂正後>

上場インデックスファンドNifty50先物（インド株式）（以下「ファンド」といいます。）

- ・愛称として「上場インド株」という名称を用いることがあります。

対象インデックスの名称変更に伴ない、平成27年12月11日付でファンドの名称を「上場インデックス
ファンドCNX Nifty先物（インド株式）」から「上場インデックスファンドNifty50先物（インド株
式）」に変更しました。以下同じ。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

<更新後>

ファンドの目的

当ファンドは、主として別に定める投資信託証券の一部またはすべてに投資を行ない、信託財産の1口あたりの純資産額の変動率を円換算したNifty50指数先物の変動率に一致させることをめざして運用を行ないます。

※Nifty50指数先物は、Nifty50指数を原資産とする、シンガポール証券取引所におけるNifty50指数先物の直近限月の清算値とします。当該先物は米ドル建てで取引されています。

Nifty50指数は、インドのナショナル証券取引所の代表的な株価指数です。時価総額、流動性の高い優良株50銘柄の株価を浮動株調整後の時価総額比率で加重平均し、指数化したものです。

$$\text{Nifty50指数} = \frac{\text{算出時の時価総額}}{\text{基準時の時価総額}^*} \times 1,000$$

※1995年11月3日を基準

「Nifty50指数」の著作権などについて

上場インデックスファンドNifty50先物（インド株式）（以下、「本商品」）は、India Index Services & Products Limited（以下、「IISL」）によって支持、保証販売又は販売促進されるものではありません。IISLは、本商品の所有者もしくは一般の者に対して、有価証券全般又は本商品に関する投資適合性について、またNifty50指数（以下、「本指数」）がインド株式市場全般のパフォーマンスに追随する能力について、明示的にも暗示的にも、何ら表明又は保証するものではありません。IISLの日興アセットマネジメント株式会社に対する唯一の関係は、IISLが日興アセットマネジメント株式会社又は本商品に関係なく決定、作成及び計算する本指数に関する特定の商標及び商号についての利用許諾を与えることです。IISLは、本指数の決定、作成及び計算において、日興アセットマネジメント株式会社又は本商品の所有者の要求等を考慮に入れる義務を負うものではありません。IISLは、本商品の発行時期、発行価格あるいは発行数量の決定、又は本商品を現金に換算する式の決定もしくは計算に関わっておらず、これらに責任を負うことはありません。IISLは、本商品の管理、マーケティング又は取引に関する義務又は責任を何ら負うものではありません。

IISLは、本指数又はそれに含まれる一切のデータの正確性や完全性を保証するものではなく、本指数におけるいかなる誤り、欠落又は障害に対する責任を負いません。IISLは、本指数又はそれに含まれるいかなるデータの使用により、日興アセットマネジメント株式会社、本商品の所有者、又はその他の人や組織に生じた結果に対して、明示的にも暗示的にも保証するものではありません。IISLは、本指数又はそれに含まれる一切のデータについて、商品性や特定の目的・使用における適合性に関する保証を明示的に否認し、それらに関して明示的にも暗示的にも保証しません。以上のことに関わらず、いかなる直接的、特定の、罰則的、間接的あるいは派生的な損害（利益の損失を含む）、本商品による又はそれに関連して生じる損害又は損失について、仮にその可能性について事前に通知されていたとしても、IISLは一切の責任を明示的に否認します。

<更新後>

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般	年1回	グローバル			
大型株 中小型株	年2回	日本			
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ()	日経 225
債券 一般	年6回 (隔月)	欧州			
公債		アジア			
社債	年12回 (毎月)	オセアニア			TOPIX
その他債券 クレジット属性 ()	日々	中南米			
不動産投信	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし	その他 (Nifty50 指数先 物)
その他資産 (投資信託証券(資 産複合 資産配分 変更型(その他資 産(株価指数先物 取引、投資信託証 券)))		中近東 (中東)			
		エマージング			
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型					

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

<更新後>

ファンドの特色

- 当ファンドは、契約型の投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる仕組みが採り入れられています。

受益権を東京証券取引所に上場しており、取引時間中であればいつでも売買が可能です。

- ・売買単位は10口単位です。（有価証券届出書提出日現在）
 - ・売買手数料は、取扱会社が定めるものによります。
 - ・取引方法は原則として株式と同様です。
- ※詳しくは、取扱会社へお問い合わせください。

- 投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。

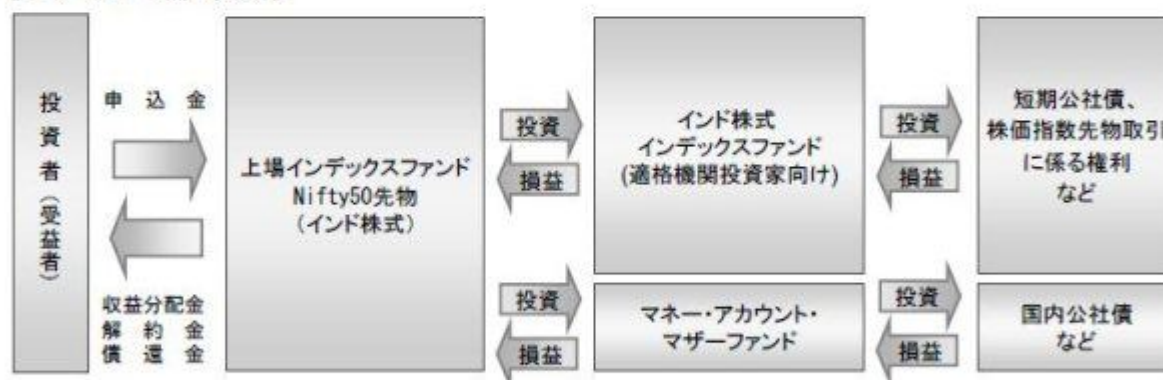
<インド株式インデックスファンド（適格機関投資家向け）>

主として、内外の短期公社債などに投資しつつ、株価指数先物取引に係る権利を中心に投資し、円換算したNifty50指数先物の動きに連動する投資成果をめざして運用を行いません。

<マネー・アカウント・マザーファンド>

公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行いません。

《ファンドの仕組み》



主な投資制限

- ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

分配方針

- ・信託財産から生ずる配当等収益などから諸経費などを控除後、全額分配することを原則とします。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(2) 【ファンドの沿革】

<訂正前>

平成22年10月22日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

平成22年10月29日

- ・ファンドの受益権を東京証券取引所へ上場
平成25年4月20日
- ・ファンド名称変更
新名称：上場インデックスファンドCNX Nifty先物（インド株式）
旧名称：上場インデックスファンドS&P CNX Nifty先物（インド株式）

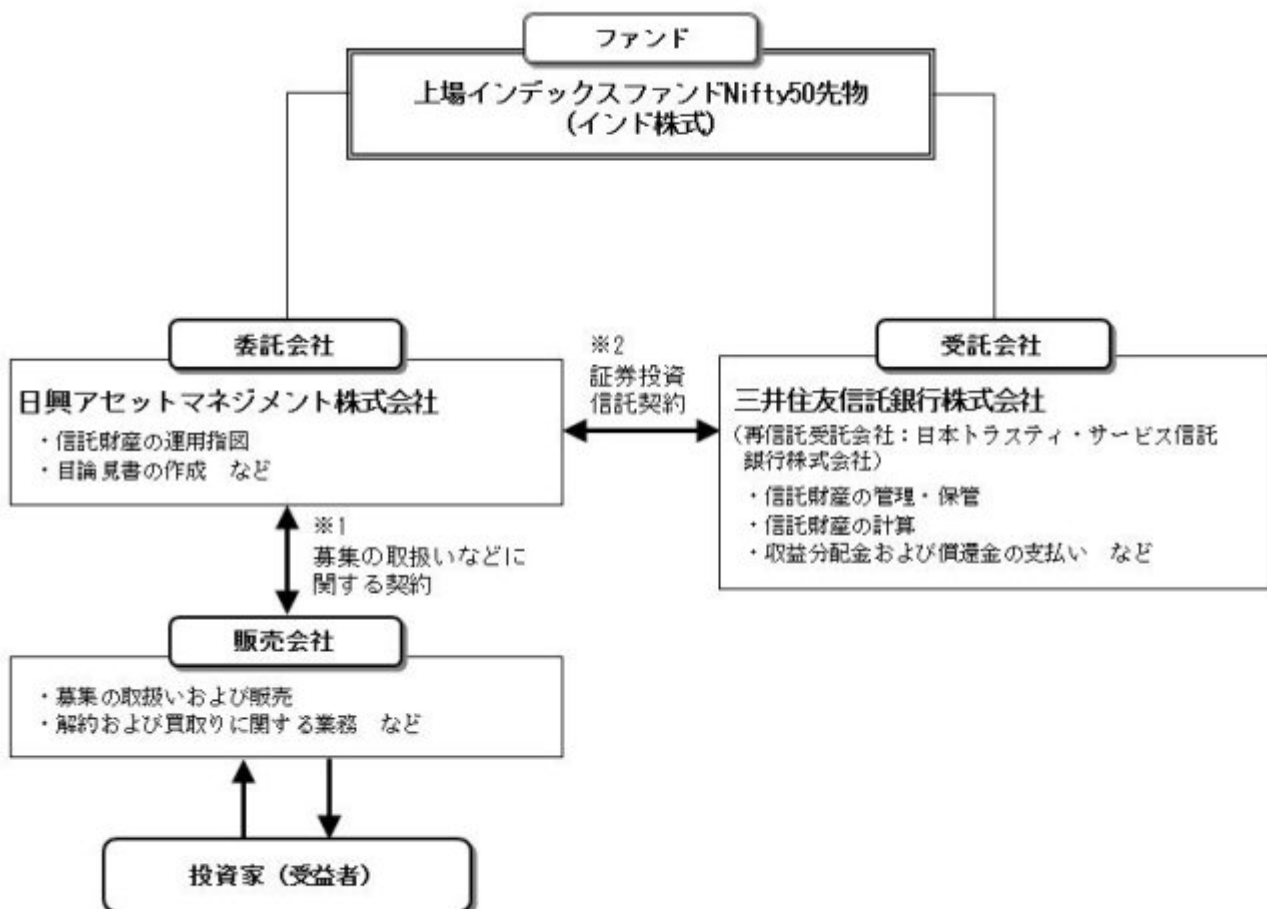
<訂正後>

- 平成22年10月22日
 - ・ファンドの信託契約締結、運用開始
- 平成22年10月29日
 - ・ファンドの受益権を東京証券取引所へ上場
- 平成25年4月20日
 - ・ファンド名称変更
新名称：上場インデックスファンドCNX Nifty先物（インド株式）
旧名称：上場インデックスファンドS&P CNX Nifty先物（インド株式）
- 平成27年12月11日
 - ・ファンド名称変更
新名称：上場インデックスファンドNifty50先物（インド株式）
旧名称：上場インデックスファンドCNX Nifty先物（インド株式）

(3)【ファンドの仕組み】

<更新後>

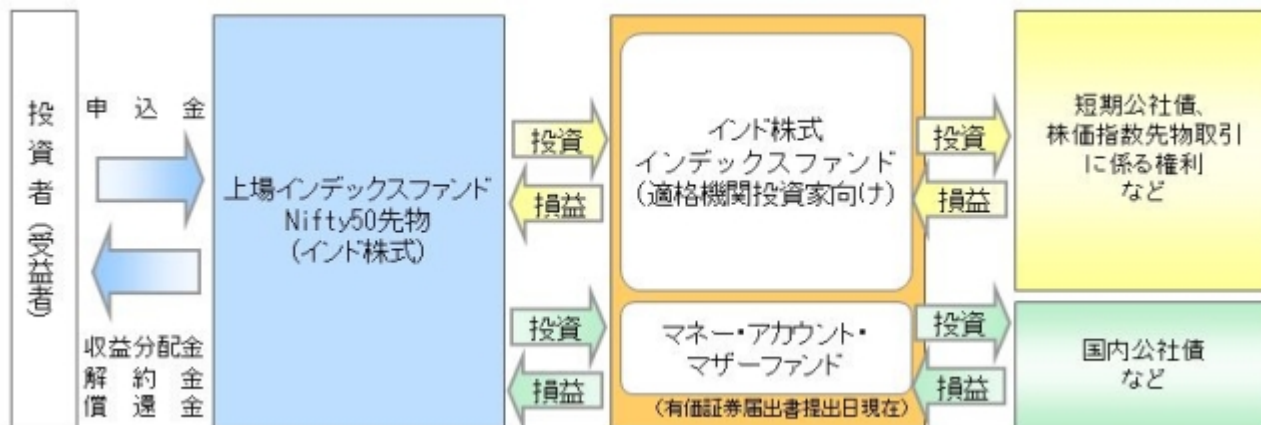
ファンドの仕組み



<更新後>

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



<更新後>

委託会社の概況（平成27年9月末現在）

- 1) 資本金
17,363百万円
- 2) 沿革
昭和34年：日興証券投資信託委託株式会社として設立
平成11年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更
- 3) 大株主の状況

名称	住所	所有株数	所有比率
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	179,869,100株	91.29%
DBS Bank Ltd.	6 Shenton Way, #46-00, DBS Building Tower One, Singapore 068809	14,283,400株	7.24%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<訂正前>

- ・当ファンドは、信託財産の1口あたりの純資産額の変動率を円換算したCNX Nifty指数先物（CNX Nifty指数を原資産とする、シンガポール証券取引所におけるCNX Nifty指数先物の直近限月の清算値とします。以下同じ。）の変動率に一致させることをめざして、主として別に定める投資信託証券の一部またはすべてに投資を行いません。
- ・投資信託証券の合計組入比率は高位を保つことを原則とします。
- ・別に定める投資信託証券については、見直しを行なう場合があります。この際、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を外したりする場合があります。
- ・実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

投資対象とする投資信託証券の主な投資方針

<インド株式インデックスファンド（適格機関投資家向け）>

- ・主として、内外の短期公社債などに投資しつつ、株価指数先物取引に係る権利を中心に投資し、円換算したCNX Nifty指数先物の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。
- ・ファンドの状況（設定当初や設定・解約状況など）や投資環境（投資対象市場の動向や税制など）に応じて、運用目的を達成するために有用であると判断される場合には、上場投資信託証券や債券などに投資する場合があります。

<訂正後>

- ・当ファンドは、信託財産の1口あたりの純資産額の変動率を円換算したNifty50指数先物（Nifty50指数を原資産とする、シンガポール証券取引所におけるNifty50指数先物の直近限月の清算値とします。以下同じ。）の変動率に一致させることをめざして、主として別に定める投資信託証券の一部またはすべてに投資を行ないます。
- ・投資信託証券の合計組入比率は高位を保つことを原則とします。
- ・別に定める投資信託証券については、見直しを行なう場合があります。この際、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を外したりする場合があります。
- ・実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

投資対象とする投資信託証券の主な投資方針

<インド株式インデックスファンド（適格機関投資家向け）>

- ・主として、内外の短期公社債などに投資しつつ、株価指数先物取引に係る権利を中心に投資し、円換算したNifty50指数先物の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。
- ・ファンドの状況（設定当初や設定・解約状況など）や投資環境（投資対象市場の動向や税制など）に応じて、運用目的を達成するために有用であると判断される場合には、上場投資信託証券や債券などに投資する場合があります。

（2）【投資対象】

<更新後>

投資対象とする投資信託証券の概要

<インド株式インデックスファンド（適格機関投資家向け）>

運用の基本方針	
基本方針	円換算したNifty50指数先物の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	内外の短期公社債および株価指数先物取引に係る権利などを主要投資対象とします。

投資方針	<ul style="list-style-type: none"> ・主として、内外の短期公社債などに投資しつつ、株価指数先物取引に係る権利を中心に投資し、円換算したNifty50指数先物（Nifty50指数を原資産とする、シンガポール証券取引所におけるNifty50指数先物の直近限月の清算値とします。）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行いません。なお、ファンドの状況や投資環境に応じて、運用目的を達成するために有用であると判断される場合には、上場投資信託証券や債券などに投資する場合があります。 ・運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引などのデリバティブ取引や外国為替予約取引を活用します。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引などの買建玉の時価総額の合計額および外貨建資産の組入総額と外国為替予約取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ・外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行いません。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。 ・投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。 ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
収益分配	毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。

ファンドに係る費用

信託報酬	純資産総額に対し年率0.108%（税抜0.1%）
その他報酬	有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料に0.54（税抜0.5）を乗じて得た額
申込手数料	ファンドで買い付ける場合はありません。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し0.3%（1口当たり）
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、運用報告書などの印刷および交付に係る費用など）、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。

その他

委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
信託期間	無期限（平成22年10月25日設定）
決算日	毎年12月20日（休業日の場合は翌営業日）

< マネー・アカウント・マザーファンド >

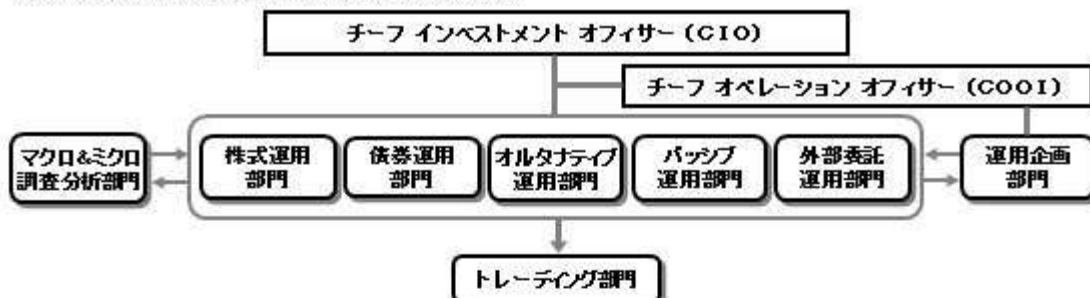
運用の基本方針	
基本方針	公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行いません。

主な投資対象	わが国の国債および格付の高い公社債を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> ・主として、わが国の国債および格付の高い公社債に投資を行ない、利息等収益の確保をめざして運用を行ないます。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。 ・外貨建資産への投資は行ないません。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
信託期間	無期限（平成21年10月30日設定）
決算日	毎年10月12日（休業日の場合は翌営業日）

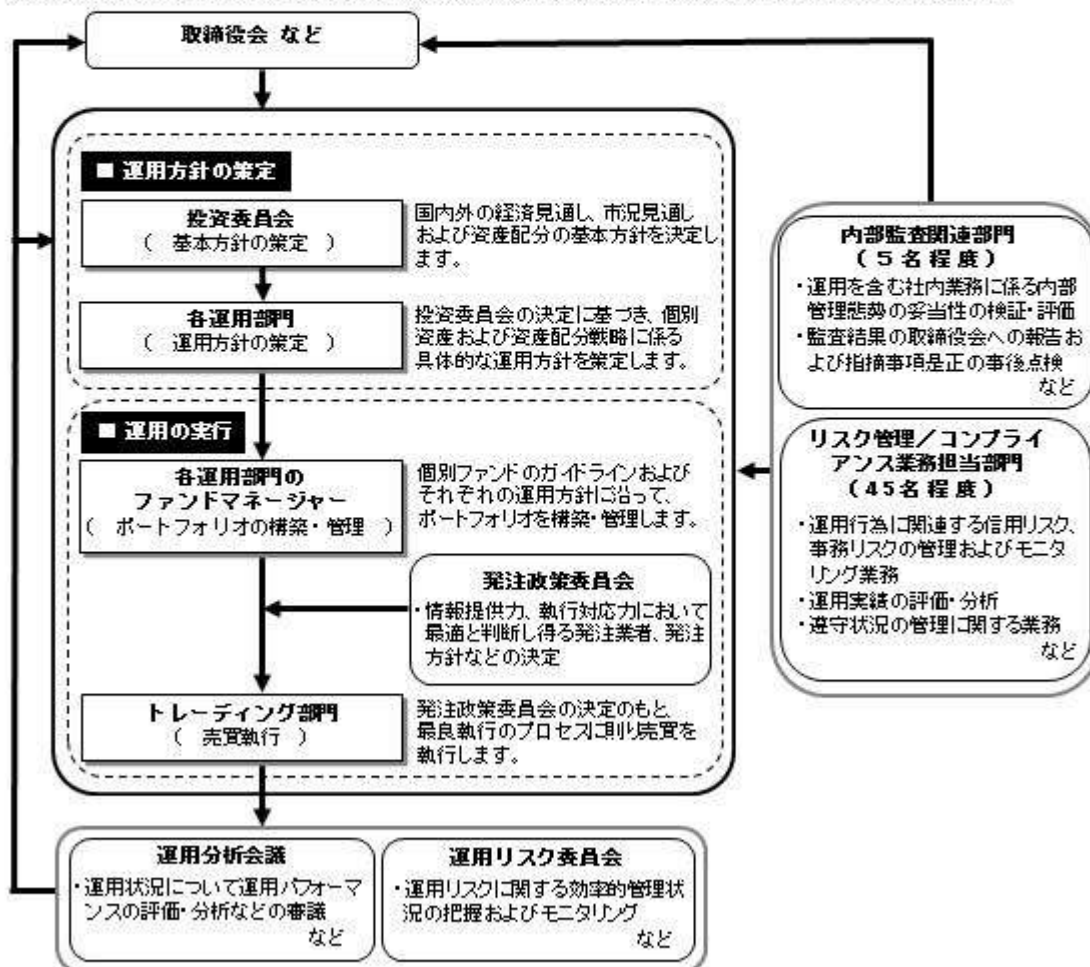
(3) 【運用体制】

<更新後>

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

上記体制は平成27年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3【投資リスク】

< 更新後 >

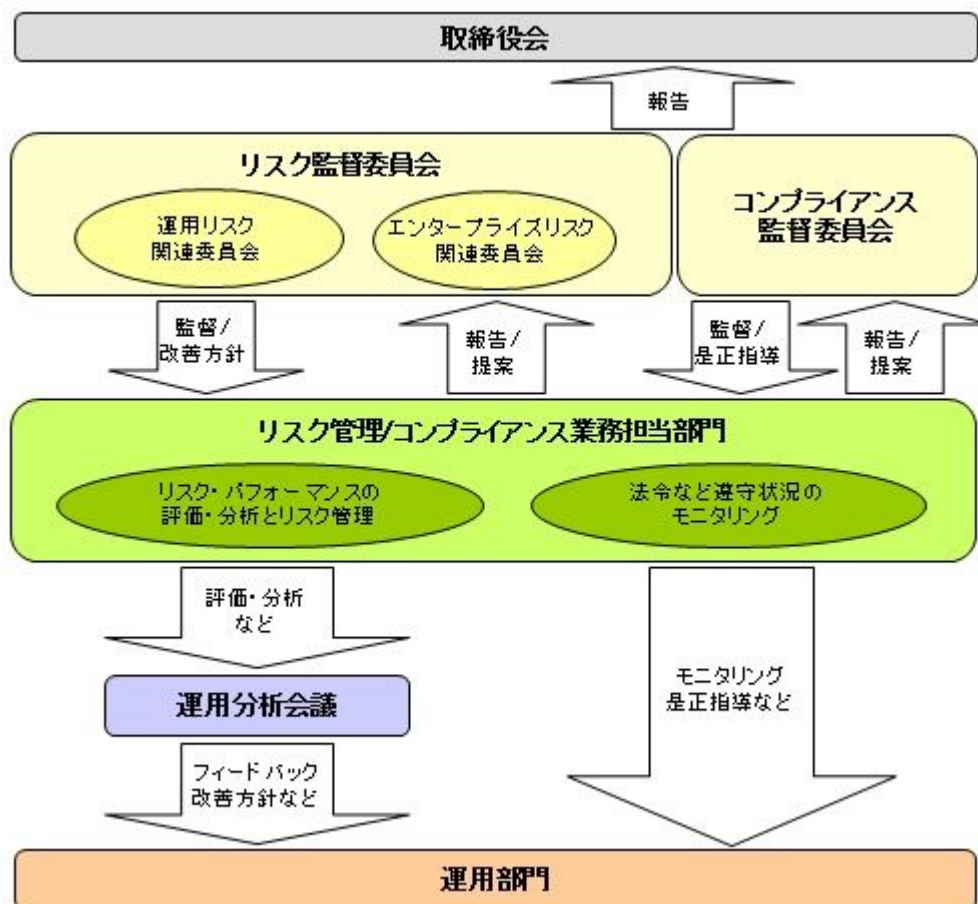
< 円換算したNifty50指数先物と基準価額の主な乖離要因 >

当ファンドは、基準価額の変動率を円換算したNifty50指数先物の変動率に一致させることをめざしますが、当ファンドおよび投資対象とする投資信託証券には、次のような要因があるため、同指数と一致した推移をすることをお約束できるものではありません。

- ・資金の流入から実際に投資信託証券を買い付けるタイミングのずれの発生。
- ・信託報酬、売買委託手数料、監査費用などの費用をファンドが負担すること。
- ・先物取引等のデリバティブ取引を利用した場合、当該取引の値動きとNifty50指数先物の値動きが一致しないこと。

< 更新後 >

(2) リスク管理体制

**全社リスク管理**

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理/コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別委員会においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスクの管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用分析会議に報告し、運用リスクの管理状況についてはリスク監督委員会あるいはその部門別委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

法令など遵守状況のモニタリング

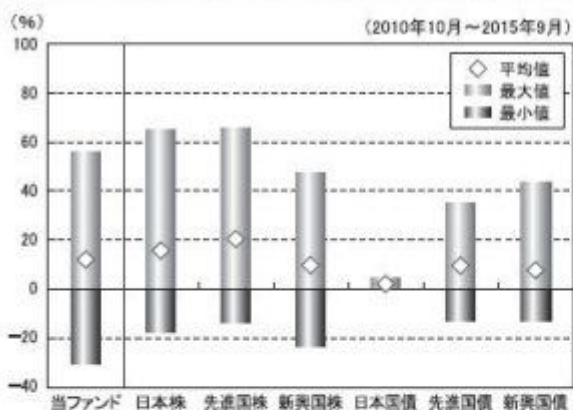
運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

上記体制は平成27年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

< 更新後 >

（参考情報）

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



（当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率（%））

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	12.2%	15.8%	20.5%	9.9%	2.3%	9.7%	7.9%
最大値	56.0%	65.0%	65.7%	47.4%	4.5%	34.9%	43.7%
最小値	-30.2%	-17.0%	-13.6%	-22.8%	0.4%	-12.7%	-12.4%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2010年10月から2015年9月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。ただし、当ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、その期間はベンチマークのデータを使用しています。

＜各資産クラスの指数＞

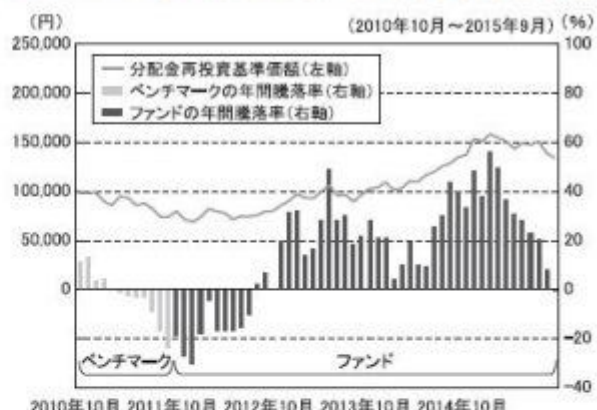
日本株……東証株価指数（TOPIX、配当込）

先進国株……MSCI-KOKUSAIインデックス（配当込、円ベース）

新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込、円ベース）

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の100口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2010年10月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。ただし、当ファンドの年間騰落率がない場合は、ベンチマークのデータを使用しています。

日本国債……NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス国債

先進国債……シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド（円ヘッジなし、円ベース）

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

東証株価指数（TOPIX、配当込）

当指数は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス（配当込、円ベース）

当指数は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込、円ベース）

当指数は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス国債

当指数は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、当指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

当指数は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、当指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLC に帰属します。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ヘッジなし、円ベース)

当指数は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

4【手数料等及び税金】

(4)【その他の手数料等】

<訂正前>

以下の諸費用およびそれに付随する消費税等相当額について、委託会社は、その支払いをファンドのために行ない、ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限として、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。(以下「実費方式」といいます。)また、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、見積額に基づいて見積率を算出し、かかる見積率を信託財産の純資産総額に乗じて得た額をかかると見積額の合計額とみなして、信託財産から支弁を受けることができます。(以下「見積方式」といいます。)ただし、委託会社は、信託財産の規模などを考慮して、信託の設定時または期中に、かかる諸費用の見積率を見直し、年率0.1%を上限として、これを変更することができます。委託会社は、実費方式または見積方式のいずれを用いるかについて、信託期間を通じて随時、見直すことができます。これら諸費用は、委託会社が定めた時期に、信託財産から支払います。

(略)

「CNX Nifty指数先物」その他これに類する標章の使用料。

<訂正後>

以下の諸費用およびそれに付随する消費税等相当額について、委託会社は、その支払いをファンドのために行ない、ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限として、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。(以下「実費方式」といいます。)また、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、見積額に基づいて見積率を算出し、かかる見積率を信託財産の純資産総額に乗じて得た額をかかると見積額の合計額とみなして、信託財産から支弁を受けることができます。(以下「見積方式」といいます。)ただし、委託会社は、信託財産の規模などを考慮して、信託の設定時または期中に、かかる諸費用の見積率を見直し、年率0.1%を上限として、これを変更することができます。委託会社は、実費方式または見積方式のいずれを用いるかについて、信託期間を通じて随時、見直すことができます。これら諸費用は、委託会社が定めた時期に、信託財産から支払います。

(略)

「Nifty50指数先物」その他これに類する標章の使用料。

(5)【課税上の取扱い】

<更新後>

課税上は、上場証券投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

1) 受益権の売却時の課税

売却時の差益(譲渡益)については譲渡所得として、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)を選択している場合は、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。

2) 収益分配金の受取り時の課税

収益分配金は配当所得として、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)のいずれかを選択することもできます。

3) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益(譲渡益)については譲渡所得として、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)を選択している場合は、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。

確定申告等により、解約時、償還時および売却時の差損(譲渡損失)については、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等(申告分離課税を選択したものに限り)と損益通算が可能です。また、解約時、償還時および売却時の差益(譲渡益)および収益分配金(申告分離課税を選択したものに限り)については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

<平成28年1月1日以降>

確定申告等により、解約時、償還時および売却時の差損(譲渡損失)については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択したものに限り)と損益通算が可能です。また、解約時、償還時および売却時の差益(譲渡益)、収益分配金および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択したものに限り)については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、平成28年4月1日より、未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(ジュニアNISA)が開始され、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となる予定です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

1) 受益権の売却時の課税

受益権の売却価額と取得価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

2) 収益分配金の受取り時の課税

収益分配金は配当所得として、15.315%(所得税のみ)の税率による源泉徴収が行なわれ、他の法人所得と合算して課税されます。

3) 解約金および償還金に対する課税

受益権の解約価額および償還価額と取得価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

4) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

上記は平成27年12月10日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【上場インデックスファンドCNX Nifty先物（インド株式）】

以下の運用状況は2015年 9月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	938,257,094	100.00
親投資信託受益証券	日本	20,068	0.00
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		46,205	0.00
合計（純資産総額）		938,230,957	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	投資信託受益証券	インド株式インデックスファンド （適格機関投資家向け）	681,328,222	1.55	1,056,123,470	1.3771	938,257,094	100.00
日本	親投資信託受益証券	マネー・アカウント・マザーファンド	19,983	1.0042	20,066	1.0043	20,068	0.00

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	100.00
親投資信託受益証券	0.00
合計	100.00

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）		東京証券取引所 取引価格（円）
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き	
第1計算期間末（2011年 1月20日）	926	926	926.41	926.41	941
第2計算期間末（2012年 1月20日）	734	734	734.23	734.23	738
第3計算期間末（2013年 1月20日）	957	957	957.82	957.82	960
第4計算期間末（2014年 1月20日）	637	637	1,062.21	1,062.21	1,064
第5計算期間末（2015年 1月20日）	912	912	1,521.35	1,521.35	1,577
2014年 9月末日	809		1,348.34		1,345
10月末日	821		1,369.12		1,371
11月末日	921		1,535.10		1,574
12月末日	904		1,507.69		1,540
2015年 1月末日	950		1,583.42		1,595
2月末日	925		1,542.77		1,558
3月末日	1,055		1,507.44		1,537
4月末日	1,003		1,433.03		1,492
5月末日	1,043		1,491.08		1,515
6月末日	1,177		1,471.43		1,453
7月末日	1,206		1,508.64		1,528
8月末日	1,111		1,389.15		1,415
9月末日	938		1,340.33		1,334

(注)計算期間末が東京証券取引所の休業日にあたる場合、東京証券取引所取引価格は直前営業日の終値を表示しています。

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2010年10月22日～2011年 1月20日	0.0000
第2期	2011年 1月21日～2012年 1月20日	0.0000
第3期	2012年 1月21日～2013年 1月20日	0.0000
第4期	2013年 1月21日～2014年 1月20日	0.0000
第5期	2014年 1月21日～2015年 1月20日	0.0000
当中間期	2015年 1月21日～2015年 7月20日	

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2010年10月22日～2011年 1月20日	7.36
第2期	2011年 1月21日～2012年 1月20日	20.74

第3期	2012年 1月21日～2013年 1月20日	30.45
第4期	2013年 1月21日～2014年 1月20日	10.90
第5期	2014年 1月21日～2015年 1月20日	43.22
当中間期	2015年 1月21日～2015年 7月20日	1.79

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	2010年10月22日～2011年 1月20日	1,000,000	0
第2期	2011年 1月21日～2012年 1月20日	0	0
第3期	2012年 1月21日～2013年 1月20日	200,000	200,000
第4期	2013年 1月21日～2014年 1月20日	0	400,000
第5期	2014年 1月21日～2015年 1月20日	100,000	100,000
当中間期	2015年 1月21日～2015年 7月20日	200,000	0

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

インド株式インデックスファンド(適格機関投資家向け)

以下の運用状況は2015年 9月30日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	599,043,787	63.85
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		339,204,269	36.15
合計(純資産総額)		938,248,056	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	シンガポール	936,155,124	99.78

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	建別	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
為替予約取引	買建		102,598,910	10.94

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
アメリカ	国債証券	TREASURY BILL	3,000,000	11,983.93	359,518,006	11,983.93	359,518,006		2016/3/3	38.32
アメリカ	国債証券	TREASURY BILL	2,000,000	11,976.28	239,525,781	11,976.28	239,525,781		2016/5/26	25.53

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	63.85
合計	63.85

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	地域	取引所	名称	建別	数量	通貨	契約額等(各通貨)	契約額等(円)	評価額(各通貨)	評価額(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	シンガポール	シンガポール取引所	SGSPN1FY1510	買建	497	米ドル	7,987,784	958,214,568	7,803,894	936,155,124	99.78

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	名称	建別	数量	契約額等(円)	評価額(円)	投資比率(%)
為替予約取引	米ドル	買建	856,000.00	104,734,637	102,598,910	10.94

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

マネー・アカウント・マザーファンド

以下の運用状況は2015年9月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	389,999,683	59.81

コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		262,042,914	40.19
合計(純資産総額)		652,042,597	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債証券	第550回国庫短期証券	300,000,000	99.99	299,999,829	99.99	299,999,829		2015/11/9	46.01
日本	国債証券	第548回国庫短期証券	80,000,000	99.99	79,999,914	99.99	79,999,914		2015/11/2	12.27
日本	国債証券	第487回国庫短期証券	10,000,000	99.99	9,999,940	99.99	9,999,940		2015/10/20	1.53

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	59.81
合計	59.81

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

参考情報

運用実績

2015年9月30日現在

基準価額・純資産の推移



基準価額…………… 134,033 円

純資産総額…………… 9.38 億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の100口当たりの値です。

分配の推移（税引前、100口当たり）

2011年1月	2012年1月	2013年1月	2014年1月	2015年1月	設定来累計
0円	0円	0円	0円	0円	0円

主要な資産の状況

<資産構成比率>

組入資産	比率
インド株式インデックスファンド（適格機関投資家向け）	100.00%
マネー・アカウント・マザーファンド	0.00%
現金その他	△ 0.00%

※対純資産総額比です。

<組入上位銘柄>

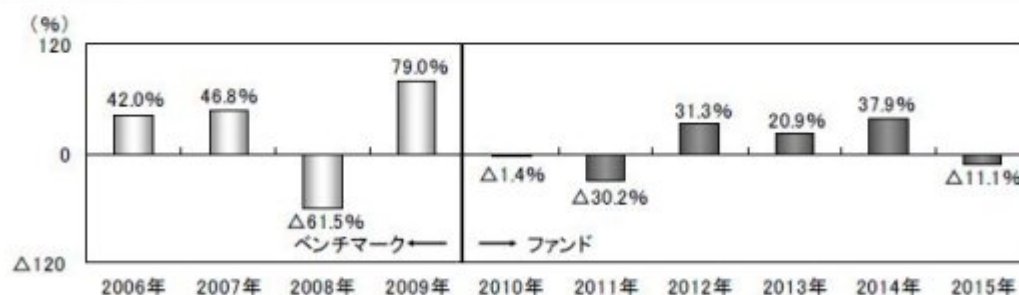
インド株式インデックスファンド（適格機関投資家向け）

銘柄	通貨	種類	地域	比率
1 SGSPNIFY1510	アメリカドル	株価指数先物取引	シンガポール	99.78%

銘柄	国・地域	種類	クーポン	償還期限	比率
1 TREASURY BILL	アメリカ	国債証券	—	2016年3月3日	38.32%
2 TREASURY BILL	アメリカ	国債証券	—	2016年5月26日	25.53%

※インド株式インデックスファンド(適格機関投資家向け)の対純資産総額比です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。
 ※2009年以前は、ベンチマーク（円換算したNifty50指数先物）の収益率を表示しております。
 ※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
 ※2010年は、設定時から2010年末までの騰落率です。
 ※2015年は、2015年9月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(5)【その他】

<更新後>

- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合
 - ロ) Nifty50指数先物が廃止された場合
 - ハ) Nifty50指数先物に係る取引が廃止された場合
 - ニ) Nifty50指数先物に係る取引の変更などに伴って委託会社または受託会社が必要と認めた信託約款の変更が、書面決議の規定を満たさず、信託約款の変更が行なわれないこととなった場合
 - ホ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ヘ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

- ト) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき(監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。)
- チ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- なお、上記イ) について、すべての金融商品取引所において上場が廃止された場合には、その廃止された日に信託を終了するための手続を開始するものとします。
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

第3【ファンドの経理状況】

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2015年 9月30日現在です。

【上場インデックスファンドCNX Nifty先物（インド株式）】

【純資産額計算書】

資産総額	942,524,743円
負債総額	4,293,786円
純資産総額（ - ）	938,230,957円
発行済口数	700,000口
1口当たり純資産額（ / ）	1,340.33円

（参考）

インド株式インデックスファンド（適格機関投資家向け）

純資産額計算書

資産総額	963,117,706円
負債総額	24,869,650円
純資産総額（ - ）	938,248,056円
発行済口数	681,328,222口
1口当たり純資産額（ / ）	1.3771円

マネー・アカウント・マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	663,083,513円
負債総額	11,040,916円
純資産総額（ - ）	652,042,597円
発行済口数	649,230,029口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0043円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<更新後>

(1) 資本金の額

平成27年9月末現在	資本金	17,363,045,900円
	発行可能株式総数	230,000,000株
	発行済株式総数	197,012,500株

過去5年間における主な資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の意思決定機関（平成27年9月末現在）

・株主総会

株主総会は、取締役・監査役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行ないます。

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日（事業年度の終了）から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。

当社の取締役会は10名以内の取締役で構成され、取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、代表取締役若干名を選定します。

・監査役会

当社の監査役会は5名以内の監査役で構成され、監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定します。

(3) 運用の意思決定プロセス（平成27年9月末現在）

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用状況の評価・分析および運用リスク管理、ならびに法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

・委託会社の運用する、平成27年9月末現在の投資信託などは次の通りです。

種 類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)
投資信託総合計	595	109,275
株式投資信託	539	84,912
単位型	102	3,076
追加型	437	81,835
公社債投資信託	56	24,362
単位型	40	391
追加型	16	23,971
投資法人合計	1	11